

# 名古屋市生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6第2号の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)のうち省令第140条の63の2第1項第3号イに規定する旧介護予防訪問介護にかかる基準を緩和した事業者によって実施されるサービス(以下「生活支援型訪問サービス」という。)にかかる人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防専門型訪問サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するものをいう。
- (2) 予防専門型訪問サービス指定事業者 市が指定した予防専門型訪問サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 生活支援型訪問サービス指定事業者 市が指定した生活支援型訪問サービスを提供する事業者をいう。
- (4) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 生活支援型訪問サービス基準額 利用料の算定について、別に定める生活支援型訪問サービス基準の例により算定した費用額(当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)
- (6) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者(以下「指定事業者」という。)に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (7) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (8) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。

### (一般原則)

第3条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱（以下「指定要綱」という。）第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(2) 労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(3) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者。

(4) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者。

(5) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者。

(6) 法第115条の45の9による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定要綱第5条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者。

(7) 法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から法第70条第2項第7号の2に規定する聴聞決定予定日（この場合において、第77条第1項とあるのは、第115条の45の9と読み替えるものとする。）までの間に指定要綱第5条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者。

(8) 申請前5年以内に法第23条に定める居宅サービス等及び第1号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

- (9) 法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定するもの。以下この項において同じ。）のうち第1号から第4号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者（該当する者が法人である場合においてはその役員等（ただし、第4号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含み、第6号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者を含む。）であった者を含み、該当するものが法人でない事業所である場合においては、当該事業所の管理者（ただし、第4号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に管理者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含み、第6号においては行政手続法第15条の規定による通知があった日から前60日以内に管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者を含む。）であった者を含む。）。
- (10) 法人の役員等のうちに禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

## 第2章 生活支援型訪問サービス

### 第1節 基本方針

第4条 生活支援型訪問サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、法第115条の45第1項1号に規定する居宅要支援被保険者等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第5条 事業者が生活支援型訪問サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに利用者の数に応じて必要数の従事者及び訪問事業責任者を置かなければならない。

2 前項の従事者は、法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者又は名古屋市高齢者日常生活支援研修事業実施要綱に規定する名古屋市高齢者日常生活支援研修の修了者であって、専ら従事する者でなければならない。

3 第1項の訪問事業責任者は、従事者の中から必要数を配置するものとする。なお、訪問事業責任者は、介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者であることが望ましい。

4 生活支援型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号。以下

「指定居宅サービス等基準」という。) 第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。) 又は指定介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。) 第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。) 又は予防専門型訪問サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は生活支援型訪問サービスの事業と指定介護予防訪問介護の事業又は生活支援型訪問サービスの事業と予防専門型訪問サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項まで又は指定介護予防サービス等基準第5条第1項から5項又は名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準(以下、「予防専門型訪問サービス基準」という。) 第5条第1項から第5項までに規定する基準を満たすことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第6条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、その事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務や他の事業所等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活支援型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者又は予防専門型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護又は予防専門型訪問サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ指定居宅サービス等基準規則第7条に規定する設備に関する基準又は指定介護予防サービス等基準第7条に規定する設備に関する基準、又は予防専門型訪問サービス基準第7条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条の運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者の生活支援型訪問サービスの選択に資すると認められる

重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この項目において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、生活支援型訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、生活支援型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 生活支援型訪問サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち生活支援型訪問サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た生活支援型訪問サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定によ

る承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に生活支援型訪問サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活支援型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る生活支援型訪問サービス介護予防支援事業者への連絡、適当な他の生活支援型訪問サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者から生活支援型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、生活支援型訪問サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(第1号事業に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が介護予防サービス・支援計画書(第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)の作成のために介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けた第1号事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「介護予防支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第14条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った生活支援型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

第15条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従事者等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、当該生活支援型訪問サービスの提供日及び内容、当該生活支援型訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス・支援計画書を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的な生活支援型訪問サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第18条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する生活支援型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生活支援型訪問サービスに係る生活支援型訪問サービス費用基準額から当該生活支援型訪問サービ

ス指定事業者を支払われる生活支援型訪問サービス費用を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、生活支援型訪問サービスに係る生活支援型訪問サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において生活支援型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を受けることができる。
- 4 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前項の費用の額に係る生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該生活支援型訪問サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第19条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した生活支援型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従事者等に、当該従事者等の同居の家族である利用者に対する予防事業専門型訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに生活支援型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって生活支援型訪問サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 従事者等は、生活支援型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第23条 事業所の管理者は、当該生活支援型訪問サービス指定事業者の従事者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従事者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者（第5条第2項の訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化や生活支援型訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携を図ること。

(4) 従事者等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 従事者等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 従事者等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他生活支援型訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第24条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従事者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 生活支援型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第25条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の生活支援型訪問サービスを常に総合的に提供するものとし、生活支援型訪問サービスのうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第26条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対し適切な生活支援型訪問サービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従事者等によって

生活支援型訪問サービスを提供しなければならない。

- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従事者等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第27条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第28条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に、第25条の運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者の生活支援型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等及びその従事者に対する利益供与の禁止)

第31条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに関し、法第115条の7第1項及び法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 生活支援型訪問サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 生活支援型訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに係る利用者からの苦情に対して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 生活支援型訪問サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### （地域との連携）

第33条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生活支援型訪問サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### （事故発生時の対応）

第34条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### （会計等の区分）

第35条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、経理を区分するとともに、生活支援型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第36条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録については5年間)保存しなければならない。

(1) 第39条第1項第2号の生活支援型訪問サービス計画

(2) 第17条第2項に規定する提供した具体的な生活支援型訪問サービスの内容等の記録

(3) 第21条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録

(暴力団の排除)

第37条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

## 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(生活支援型訪問サービスの基本取扱方針)

第38条 生活支援型訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、自らその提供する生活支援型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して生活支援型訪問サービスの提供に当たらなければならない。

4 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による生活支援型訪問サービスの提供に努めなければならない。

5 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(生活支援型訪問サービスの具体的取扱方針)

第39条 従事者等の行う生活支援型訪問サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝

達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 訪問事業責任者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、生活支援型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な生活支援型訪問サービスの内容、生活支援型訪問サービスの提供を行う期間等について定めた生活支援型訪問サービス計画（以下「生活支援型訪問サービス計画」という。）を作成すること。

(3) 訪問事業責任者は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って生活支援型訪問サービス計画を作成しなければならないこと。

(4) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

(5) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画を作成した際には、当該生活支援型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。

(6) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、生活支援型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(7) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活支援型訪問サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(8) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行うこと。

(9) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画に基づく生活支援型訪問サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該生活支援型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供状況等について、当該生活支援型訪問サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該生活支援型訪問サービスに記載した生活支援型訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生活支援型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行うこと。

(10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該生活支援型訪問サービス指定事業者の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した第1号介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型訪問サービス計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する生活支援型訪問サービス計画の変更について準用する。

（生活支援型訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第40条 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観

点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たり、アセスメント（担当職員が介護予防サービス・支援計画書の作成に当たり、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、運動及び移動、家庭生活を含む日常生活、社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション並びに健康管理の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。以下同じ。）において把握された課題、生活支援型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な生活支援型訪問サービスの提供に努めること。
- (2) 生活支援型訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならないこと。

#### 附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。